

○別府市議会議員の政治倫理に関する条例

平成 8 年 3 月 2 5 日

条例第 2 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、政治倫理の向上と確立に努め、もって清浄で健全な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、市民の代表者として議会に与えられた権能と責務を深く自覚するとともに、その品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、地方自治の本旨にのっとり、その使命の達成に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- (2) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、議員の後援団体についても同様に措置すること。
- (3) 常に市民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (4) その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (5) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 9 2 条の 2（議員の兼業禁止）の規定に抵触するおそれのある社会福祉協議会々長及び自治委員等の職は、兼務をしないこと。

2 議員は、その地位や権限を利用して、他者に対する嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、各種ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行

為をしてはならない。

（請負契約等の辞退）

第4条 議員は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、次の各号のいずれかに該当する企業（市が出資する団体を除く。以下「関係企業」という。）に対し、市との請負契約（下請負を含む。）、一般物品納入契約及び業務委託契約並びに市の法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定（以下「請負契約等」という。）を辞退させ、市民に疑惑の念を持たれないよう努めなければならない。ただし、災害等で緊急を要するときは、この限りでない。

(1) 議員、その配偶者又は二親等以内の親族（姻族を除く。）が役員をしている企業

(2) 次のいずれかに該当することにより、議員が実質的に経営に携わっていると認められる企業

ア 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資し、又は拠出している企業

イ 議員が年額120万円以上の報酬（顧問料その他名目を問わない。）を得ている企業

ウ 議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業

2 前項の規定に該当する議員は、責任を持って当該関係企業の請負契約等に係る辞退届を市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。この場合において、辞退届の提出は、議員の任期開始の日（議員の任期途中で前項の規定に該当することとなった場合は、当該関係企業が請負契約等に係る事業を開始することとなった日）から30日以内に行うものとする。

3 議長は、前項の規定により提出された辞退届の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

（市民等の調査の請求）

第5条 議員が、第3条第1項に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、選挙権を有する市民（調査を請求する時点に

において、別府市の選挙人名簿に登録されている者に限る。) にあつてはその総数の 50 分の 1 以上の者の連署、議員にあつては議員定数の 8 分の 1 以上の者の連署をもって、それぞれの代表者から当該政治倫理基準に違反する疑いのあることを証する書類を添えて、議長に調査を請求することができる。

2 議長は、前項に規定する調査の請求（以下「請求」という。）を受けるときは、当該請求の内容及び添付書類について審査するものとし、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求した代表者（以下「請求代表者」という。）にその補正を命ずることができる。

3 議長は、請求が第 1 項に規定する要件を満たしていないとき、又は請求代表者が前項に規定する補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。

4 議長は、第 2 項に規定する審査の結果、請求が適正であると認めたときは、会議に諮るものとする。

（政治倫理調査特別委員会の設置等）

第 6 条 前条第 4 項の会議の議決により、政治倫理調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、請求に関する事件の調査又は審査を付託するものとする。

2 委員会は、付託された請求に関する事件の調査又は審査（以下単に「調査等」という。）を行うものとする。

3 委員会は、請求の対象となっている議員（以下「対象議員」という。）に意見を述べる機会を与えなければならない。

4 委員会の組織及び運営については、この条例に定めるもののほか、別府市議会委員会条例（昭和 32 年別府市条例第 49 号）の定めるところによる。

（資産等報告書等の提出）

第 7 条 委員会は、調査等を行うため必要があると認めるときは、議長を経て、次に掲げる内容のうち委員会が指定する内容を記載した資産等報告書等の提出を対象議員に求めることができる。

(1) 資産等の内容

ア 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）の所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに当該土地を相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

イ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権の権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに当該権利を相続により取得した場合は、その旨

ウ 建物の所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに当該建物を相続により取得した場合は、その旨

エ 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）の額

オ 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。）の種類及びその種類ごとの額面金額の総額（株券にあっては、株式の銘柄及び株数）

カ 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）の種類及び数量

キ ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）のゴルフ場の名称

ク 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）の額

ケ 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）の額

(2) 所得等の内容

ア 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実）

(ア) 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第22条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）

(イ) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の規定により、所得税法第 22 条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であって議長が定めたもの

イ 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 21 条の 2 に規定する贈与税の課税価格をいう。）

(3) 関連会社等の内容（報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この号において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合における当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名）

2 委員会は、資産等報告書等を相当な期間を定めて提出を求めるものとする。

3 何人も、議長に対し、第 1 項の規定により提出があつた資産等報告書等の閲覧を請求することができる。

（対象議員の協力義務）

第 8 条 対象議員は、委員会の要求があるときは、調査等に必要な資料を提出し、又は委員会に出席して意見を述べなければならない。

（調査等の終了）

第 9 条 委員会は、調査等が終了したときは、その結果を会議に諮るものとする。

2 議長は、前項の規定による会議の議決により対象議員に対し勧告することができる。

3 議長は、第 1 項の規定による会議の議決結果を請求代表者に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

（名誉等の保持及び信頼の回復）

第 10 条 議会は、議員が第 3 条に規定する政治倫理基準に違反したと認めるときは、議会の名誉と品位を守り、かつ、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 1 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 3 年 1 2 月 2 1 日条例第 2 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 6 月 2 5 日条例第 1 9 号)

(施行期日)

- 1 第 1 条中政治倫理の確立のための別府市長の資産等の公開に関する条例第 4 条の改正規定は公布の日から、同条中政治倫理の確立のための別府市長の資産等の公開に関する条例第 2 条第 1 項第 4 号の改正規定、第 2 条中別府市議会議員の政治倫理に関する条例第 6 条第 1 項第 1 号エの改正規定及び次項の規定は平成 1 9 年 1 0 月 1 日から、その他の改正規定は証券取引法等の一部を改正する法律 (平成 1 8 年法律第 6 5 号) の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の政治倫理の確立のための別府市長の資産等の公開に関する条例第 2 条第 1 項第 4 号の規定及び第 2 条の規定による改正後の別府市議会議員の政治倫理に関する条例第 6 条第 1 項第 1 号エの規定の適用については、平成 1 9 年 1 0 月 1 日前に有していた郵便貯金 (通常郵便貯金を除く。) 及び旧郵便貯金 (郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 1 7 年法律第 1 0 2 号) 附則第 3 条第 1 0 号に規定する旧郵便貯金をいう。)(通常郵便貯金を除く。) は、預金とみなす。

附 則 (平成 2 7 年 3 月 2 5 日条例第 2 9 号)

この条例は、平成 2 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 1 2 月 2 3 日条例第 4 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。